

事 務 連 絡
平成23年2月8日

各関係建設業者団体 御中

国土交通省総合政策局建設業課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等
の施行について (情報提供)

平素より、国土交通行政及び建設リサイクルの推進についてご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記については、別添のとおり平成23年2月4日付け環廃対第110204004号・環廃産第110204001号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から、都道府県知事及び政令市長あてに、また、同日付け環廃対第110204005号・環廃産第110204002号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から、都道府県及び政令市廃棄物主管部(局)長あてに、それぞれ通知が発出されております。建設業者の皆様に関係する部分もあることから、当方より参考にお知らせいたします。

貴団体におかれましても、貴団体傘下の建設企業に対してご周知頂きますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

建設業課 岩崎、中村

電話番号：03-5253-8111 (内線 24-733、24-755)

メール：nakamura-y2sk@mlit.go.jp